表 2-54　呼吸器リハビリテーション料に関する構造設備基準

	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
機能訓練室面積（＊1）	病　院：内法 100㎡以上 診療所：内法 45㎡以上	内法 45㎡以上
必要機器	呼吸機能検査機器、血液ガス検査機器等	

表 2-55　難病患者リハビリテーション料に関する構造設備基準

機能訓練室面積（＊1）	内法 60㎡以上　かつ　内法 4㎡／人以上
必要機器	訓練マットとその付属品、姿勢矯正用鏡、車いす、各種杖、各種測定用器具

表 2-56　障害児（者）リハビリテーション料に関する構造設備基準

機能訓練室面積（＊1）	病　院：内法 60㎡以上 診療所：内法 45㎡以上
必要機器	訓練マットとその付属品、姿勢矯正用鏡、車いす、各種杖、各種測定用器具
その他	言語聴覚療法を行う場合は、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室（内法 8㎡以上）1 室以上を別途設置

表 2-57　がん患者リハビリテーション料に関する構造設備基準

機能訓練室面積（＊1）	内法 100㎡以上
必要機器	歩行補助具、訓練マット、治療台、重錘、各種測定用器具等

表 2-58　集団コミュニケーション療法料に関する構造設備基準

集団コミュニケーション療法室面積（＊1）	内法 8㎡以上・1 室以上（＊2）
必要機器	簡易聴力スクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料

＊1　機能訓練室は、「専用」で必要だが、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。

　また、心大血管リハビリテーションを実施する時間帯に、他の疾患別リハビリテーション、障害児（者）リハビリテーションまたはがん患者リハビリテーションを同一の機能訓練室で行う場合には、それぞれの施設基準を満たしていれば差し支えない。それぞれの施設基準を満たす場合とは、機能訓練室の面積は、それぞれのリハビリテーションの施設基準で定める面積を合計したもの以上である必要があり、必要な器械・器具についても、兼用ではなく、それぞれのリハビリテーション専用のものとして備える必要がある。疾患別リハビリテーション、障害児(者)リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションは実施している時間帯において「専用」ということであり、疾患別リハビリテーション、障害児(者)リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを同一の訓練室において同時に行うことは差支えない。

＊2　言語聴覚療法以外の目的で使用するものは集団コミュニケーション療法室に該当しない。ただし、言語聴覚療法の個別療法室と集団コミュニケーション療法室の共用は可能

（表 2-51 ～ 2-58 平 30.3.5 保医発 0305 第 3）